

政治活動用事務所の立札及び看板と証票のあらまし

選挙のない平時において、公職の候補者等（現職・候補者・立候補予定者）又はその後援団体は、選挙運動にわたらない限り、政策の普及や宣伝、党勢の拡張、政治啓発などの政治活動を原則として自由に行うことができます。

ただし、公職の候補者と後援団体の政治活動用の事務所の立札及び看板の類の掲示に関しては、選挙目当てのものにならないように時期に限らず次のとおり制限があります。

公職にあるもの、公職の候補者になろうとする者及びそれらの者の後援団体が、政治活動のために使用する事務所に立札及び看板の類を掲示する場合には証票を貼付しなければならない。

掲示できる立札及び看板の類の総数（市長・市議選挙の場合）

- | | |
|----------------------|-----|
| ①公職の候補者等 1 人につき | 6 枚 |
| ②その候補者のすべての後援団体をあわせて | 6 枚 |

※公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 1 項第 5 号

※※当該選挙の期日の告示日前に掲示したものであれば選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

掲 示 可 能 な 枚 数

1 つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、あわせて 2 枚以内。

※公職選挙法第 143 条第 16 項 1 号

※ 1 つの場所に候補者等の事務所と後援団体の事務所が同居している場合には、それぞれの事務所の実態がある場合、それぞれ 2 枚掲示できる。

掲 示 可 能 な 場 所

立札及び看板の類は、政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において掲示しなければならない。

※公職選挙法第 143 条第 16 項 1 号

従って事務所の実態のない場所、事務所から離れた場所の掲示はできない。

大きさ 縦150cm、横40cm以内

※公職選挙法第143条第17項

- ①この規格は、字句の記載された部分のみではなく、その下の足がついている場合は、その足の部分等も含まれる。
- ②縦横の長さの制限内であれば、横にするのも自由である。

証票の表示（市長・市議選挙の場合）

夕張市選管が交付する証票を表示しなければならない。

※公職選挙法施行令第110条の5第4項

①証票の有効期限

- ・平成26年10月1日から平成30年9月30日まで（以前の証票）
 - ・2018年10月1日から2022年9月30日まで（新しい証票）
- 新しい帳票の発行は平成30年9月18日から随時受付

証票の申請・その他の届出手続き

- ①夕張市選挙管理委員会事務局に申請書等を持参
- ②申請書等は、事務局で配布又は夕張市ホームページから出力。
- ③選挙管理委員会事務局 夕張市役所4階
068-0492 夕張市本町4丁目2番地 TEL 0123-52-3142（直通）
ファックス 0123-52-1054

その他の届出

- ①異動届～証票交付申請書の記載に異動があるとき（7日以内届出）
- ②廃止届～候補者等・後援団体であることをやめたとき（7日以内届出）
- ③再交付申請書～すでに交付を受けた証票の紛失・汚損・破損のとき

公営住宅に関わること

公営住宅入居者宅を後援会等の事務所として併用する場合は、公営住宅法の定めにより「用途の併用承認」が必要です。また立札等を掲示する場所等が制限されますので建設課建築住宅係でご確認のうえ証票交付の申請をしてください。